

第 1 回  
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部  
議事次第

平成 28 年 4 月 12 日 (火)  
13 : 15 ~ 13 : 45  
臨床研修講習室

1. 開会
2. 議題
  - (1) 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部について
  - (2) 平成 28 年度地域包括ケア推進業務について
  - (3) 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の業務推進基本方針  
(案) について
3. 局長訓示
4. 閉会

《配付資料》

- 資料 1 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程
- 資料 2 平成 28 年度地域包括ケア推進業務
- 資料 3 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の業務推進基本方針 (案)
- 参考資料 1 老健局長通知
- 参考資料 2 関東信越厚生局長通知

## 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程

平成 28 年 4 月 1 日

関東信越厚生局長伺定め

### (設置目的)

第 1 条 関東信越厚生局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村等に対する必要な支援について協議するとともに、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として、関東信越厚生局（以下「局」という。）に「地域包括ケア推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 推進本部は、地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働本省、都県と連携しつつ、管轄区域内の市区町村における地域包括ケアシステムの取組みを推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、局による効果的な業務の実施を図る。

### (組 織)

第 3 条 推進本部に、本部長、副本部長、本部員及び参与を置く。

- (1) 本部長は、関東信越厚生局長をもって充て、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、関東信越厚生局健康福祉部長をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、別紙に掲げる職にある者をもって充て、本部長の指示を受けて所掌事務を行う。
- (4) 参与は、地域包括ケア関係の専門家及び地方自治体担当者等から外部有識者としての助言を得るため、推進本部長が委嘱し、必要に応じて会議に招集する。

### (庶 務)

第 4 条 推進本部の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

### (開催等)

第 5 条 推進本部の会議は本部長が招集し、各四半期に 1 回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

### (その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(別 紙)

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部員とする役職

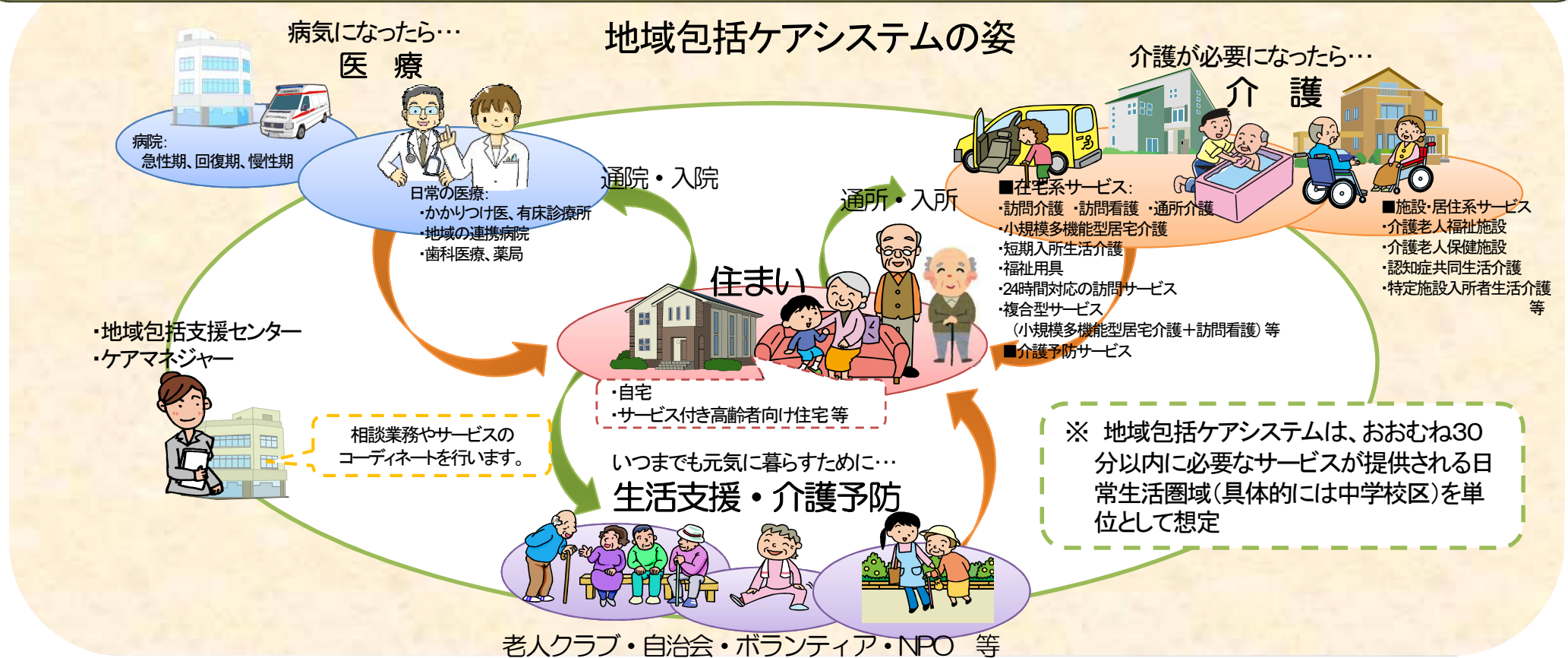
- ・ 健康福祉部長（副本部長）
- ・ 指導総括管理官
- ・ 企画調整課長
- ・ 医療構造改革推進官
- ・ 健康福祉課長
- ・ 医事課長
- ・ 医事課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進課長
- ・ 上席地域包括ケア推進官
- ・ 地域包括ケア推進課長補佐
- ・ 地域包括ケア推進官
- ・ 地域支援事業係長
- ・ 指導監査課長
- ・ 東京事務所長
- ・ 神奈川事務所長
- ・ 千葉事務所長
- ・ 茨城事務所長
- ・ 栃木事務所長
- ・ 群馬事務所長
- ・ 長野事務所長
- ・ 新潟事務所長
- ・ 山梨事務所長
- ・ その他本部長が必要と認めた者

# 平成28年度 地域包括ケア推進業務

# 地域包括ケアシステムの構築について

参考

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 今後の介護保険をとりまく状況

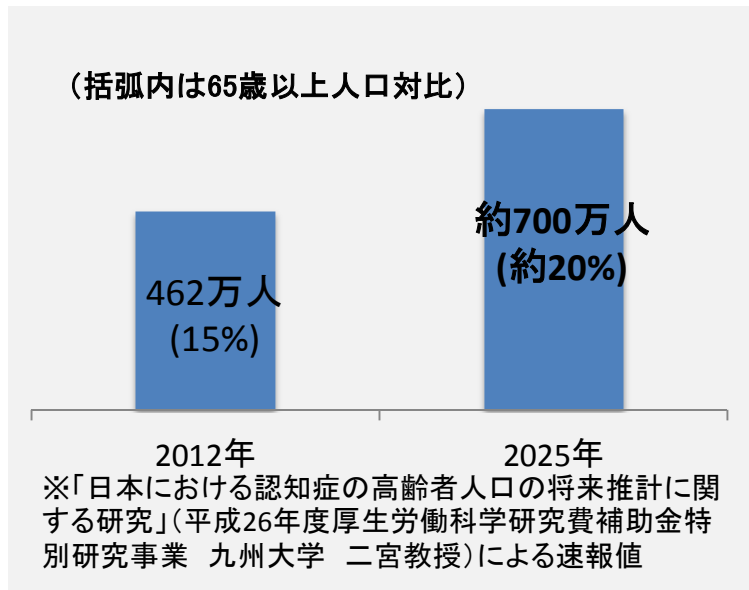
参考

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

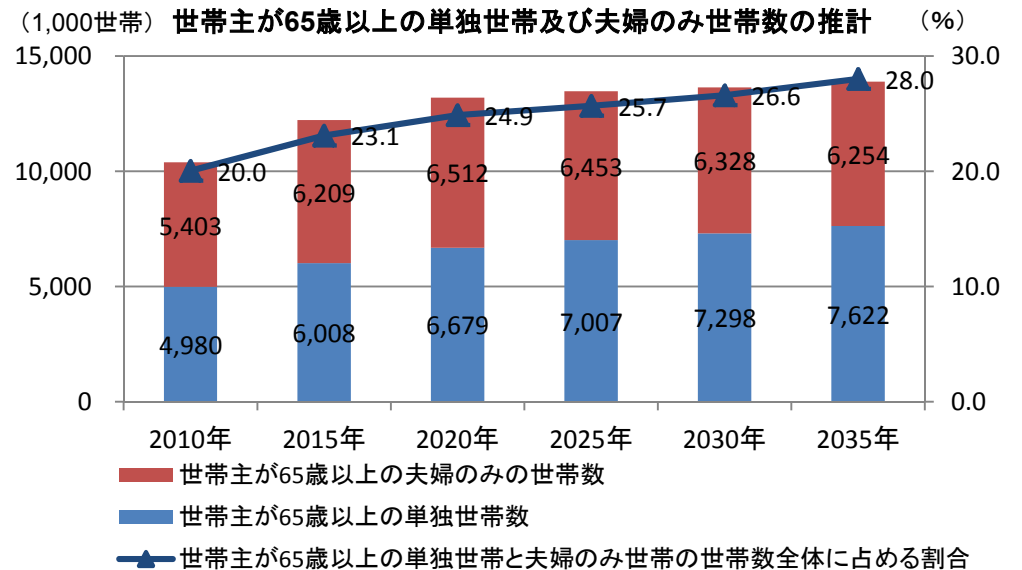
	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	2,948万人(23.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,419万人(11.1%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

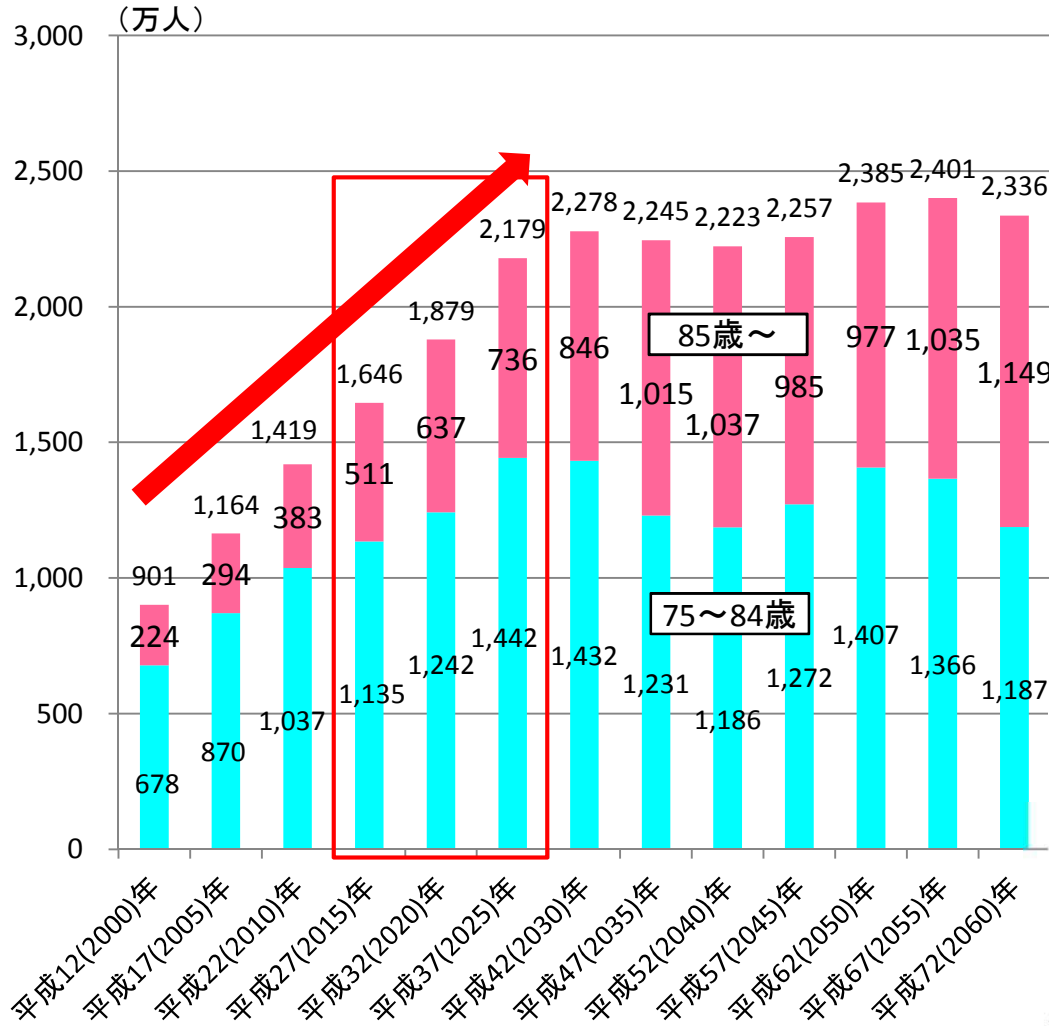
※都道府県名欄の( )内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	76.5万人 <10.6%>	71.7万人 <11.6%>	101.6万人 <11.1%>	81.7万人 <10.9%>	107.0万人 <12.1%>		147.3万人 <11.0%>		26.7万人 <16.2%>	18.8万人 <18.4%>	19.0万人 <17.0%>	1645.8万人 <13.0%>
2025年 <>は割合 ( )は倍率	117.7万人 <16.8%> (1.54倍)	108.2万人 <18.1%> (1.51倍)	148.5万人 <16.5%> (1.46倍)	116.6万人 <15.9%> (1.43倍)	152.8万人 <18.2%> (1.43倍)		197.7万人 <15.0%> (1.34倍)		29.5万人 <19.4%> (1.10倍)	20.5万人 <23.0%> (1.09倍)	20.7万人 <20.6%> (1.09倍)	2178.6万人 <18.1%> (1.32倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

### ⑤ 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

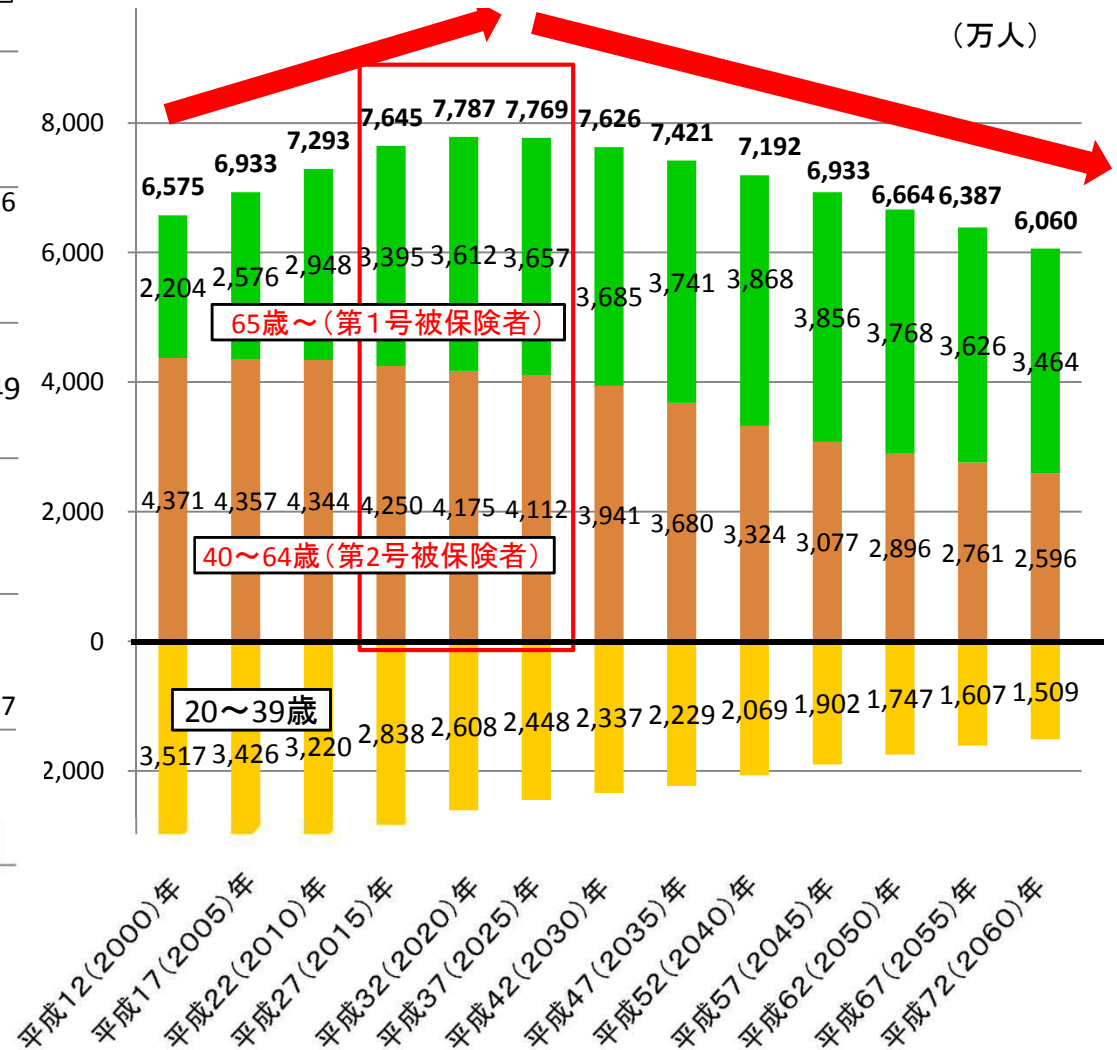
○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。  
 ○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



### ⑥ 介護保険料を負担する40歳以上人口

参考

○保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2021年をピークに減少する。



(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計  
 実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

## 管内の高齢者の全年齢人口に占める割合の推移

(単位:千人)

	平成27年(2015年)			平成37年(2025年)			倍率 ②/①	平成47年(2035年)		
	総数	65歳以上(割合)	①75歳以上(割合)	総数	65歳以上(割合)	②75歳以上(割合)		総数	65歳以上(割合)	75歳以上(割合)
全国	128,226	32,825 (25.6%)	15,707 (12.2%)	119,068	35,959 (30.2%)	21,441 (18.0%)	1.37 倍	110,554	36,814 (33.3%)	22,079 (20.0%)
茨城県	2,982	757 (25.4%)	349 (11.7%)	2,764	862 (31.2%)	493 (17.8%)	1.41 倍	2,546	863 (33.9%)	528 (20.7%)
栃木県	2,004	498 (24.9%)	234 (11.7%)	1,867	575 (30.8%)	322 (17.3%)	1.38 倍	1,725	581 (33.7%)	355 (20.6%)
群馬県	2,012	530 (26.3%)	252 (12.5%)	1,858	582 (31.3%)	344 (18.5%)	1.36 倍	1,711	583 (34.1%)	355 (20.7%)
埼玉県	7,305	1,729 (23.7%)	720 (9.9%)	6,991	1,982 (28.4%)	1,177 (16.8%)	1.63 倍	6,562	2,086 (31.8%)	1,205 (18.4%)
千葉県	6,254	1,534 (24.5%)	663 (10.6%)	5,987	1,798 (30.0%)	1,082 (18.1%)	1.63 倍	5,592	1,871 (33.5%)	1,109 (19.8%)
東京都	13,298	2,937 (22.1%)	1,389 (10.4%)	13,179	3,322 (25.2%)	1,977 (15.0%)	1.42 倍	12,663	3,770 (29.8%)	2,028 (16.0%)
神奈川県	9,117	2,104 (23.1%)	939 (10.3%)	9,010	2,448 (27.2%)	1,485 (16.5%)	1.58 倍	8,607	2,726 (31.7%)	1,540 (17.9%)
新潟県	2,337	673 (28.8%)	354 (15.2%)	2,112	725 (34.3%)	427 (20.2%)	1.21 倍	1,902	698 (36.7%)	443 (23.3%)
山梨県	856	232 (27.2%)	118 (13.8%)	776	252 (32.5%)	149 (19.1%)	1.26 倍	704	257 (36.4%)	155 (22.1%)
長野県	2,149	619 (28.8%)	322 (15.0%)	1,938	643 (33.2%)	392 (20.2%)	1.21 倍	1,761	634 (36.0%)	392 (22.3%)
管内計	48,313	11,614 (24.0%)	5,341 (11.1%)	46,482	13,190 (28.4%)	7,848 (16.9%)	1.47 倍	43,773	14,069 (32.1%)	8,110 (18.5%)

(出典) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)

総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成37年、平成47年)



# 平成28年度 地域包括ケア推進業務

## 1. 都県と協議会を設置し、地域包括ケア推進策を検討

都県と共同で関東信越厚生局地域包括ケア推進協議会(仮称)を設置し、地域包括ケアの推進状況(特に総合事業の進捗状況)に関する現状分析、課題の整理、支援が必要と思われる部分への対策の検討と併せ、制度的に対応が必要なものについては集約の上、本省へ報告。都県など自治体や関係団体、事業者等の相談窓口としての役割を果たす。

## 2. 情報の収集と発信の強化

現在、自治体では地域包括ケアシステムの構築という名のまちづくりが進行中。一つの工夫から次の工夫が生まれ、周辺を巻き込んで成長するまちづくりの好循環を起こすには様々な情報の収集と発信が必要。このため、地域包括ケア推進課を中心に全局的な情報収集体制を構築するとともに、都県及び市区町村、事業者等の協力も得て情報の収集を推進し、セミナー等の開催やホームページを通じた情報発信を強化。

## 3. 啓発活動の実施

- ① 2025年には65才以上高齢者の5人に1人と見込まれる認知症高齢者に対する理解促進
- ② 移行が優先され、今後、住民主体活動の一層の拡大深化が求められる総合事業の普及啓発
- ③ 緒に就いたばかりの医療介護連携・在宅医療の市町村及び事業者への定着支援
- ④ 持続可能な介護保険制度構築に向けた事業者の自律的な改革支援  
等を目的としたセミナーやシンポジウムを協議会の議論を踏まえて実施。

## 4. 講演依頼対応及び後援名義使用許可の推進

講演依頼については、市町村や事業者団体等まで幅広く対応し、人的ネットワークの構築に努めるとともに、関東信越厚生局長の後援名義等の使用についても、地域包括ケアの推進に資するものについては、法人格や規模に拘らず柔軟に対応し、地域との相互の理解促進に努め、地域に密着した行政を推進。

事業を実施するうえで、最も大事なことは、様々な情報の収集と考えています。  
本部員の皆様には、日常業務の様々な場面で情報収集にご協力いただきますよう、お願いいたします。

(案)

平成28年4月12日  
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部決定

## 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の 業務推進基本方針

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部は、管轄区域内市区町村の医療介護連携、地域包括ケアの取り組みを推進するため、都県への支援を行うこと及び都県の役に立つ業務を実施することを基本コンセプトとして、下記の点に留意の上、業務を推進する。

### 記

- 一 各本部員は、管内都県の地域包括ケアに関する情報の収集に努めるとともに、これを地域包括ケア推進課にフィードバックし、同課における情報の集約に協力する。
- 二 地域包括ケア推進課は、関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の中心となり、組織全体での情報や課題の共有、取組の推進に努め、都県との連携体制を構築しつつ、具体的業務を遂行する。
- 三 健康福祉課及び医事課等は、補助金執行や養成施設の指導監督等の業務の遂行に当たり、地域包括ケア推進課との連携・支援に努める。
- 四 都県事務所長は、地域包括ケアの推進について、地域包括ケア推進課と連携を図りながら、都県の窓口としての機能を果たすよう努めるとともに、各都県において地域包括ケア推進課が事業を実施する場合には、これに連携・協力する。

以上

## 訓 示

本日、関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の業務推進基本方針も決定され、正式に推進本部が発足した。

推進本部は、局を挙げて地域包括ケアの推進に取り組む体制を構築する観点から、私自身が本部長となり、健康福祉部長を副本部長に、さらに幅広く関係課長等を本部員とするとともに地域包括ケア推進課の併任とし、緊密に連携できる体制を整えた。

今回の地域包括ケアの推進については、今までの厚生局にはない業務である。

厚生局の業務は指導、監査が中心であるが、政策の決定をサポートする、また市区町村、都県をサポートするという新しい業務形態になるかと思う。若干手探り状態が続くと思うが、よろしく願いたい。

今回の地域包括ケアについては、老健局長通知という形で、当面高齢者中心ということになるが、本来の地域包括ケアというのは、すべての年代に当てはまることであり、子供、障害者もすべてを包括する概念ではあるが、まずは高齢者を中心ということである。これは、冒頭説明があったように2025年またその先を踏まえ、喫緊の課題が、高齢者、介護の問題ということにある。

この地域包括ケアは個別性のある業務である。従来の方針とは違う、要するに国が何かを決めて全国一律にというものではない。高齢化の状況も違う、地域の資源も違う、そういう中で創意工夫をして各市区町村が事業を実施していく、非常に個別性の高い業務ということになる。そのため、「おらが町の」または、「自分の住まいの」ということである。

関東信越厚生局管内の都県の出身者が厚生局には多いわけであり、ということは自分の出身の町、「おらが村」、「おらが町」の業務をサポート

するという観点で業務の遂行にあたってもらえればと思う。

情報収集という話をしたが、アンテナを高く情報収集をする、生活者の観点で情報収集をしてもらいたい。新聞、テレビ、ローカルニュースまたは口コミ等でいろいろな良い事例や問題点についてフィードバックしてもらいたい。そのために、都県事務所を活用するということであり、事務所が地域に近いということで、自分で足を運ぶまた自分の目で見ると、直接話をするということが可能であればお願いしたい。

今の行政はP D C Aサイクルをキチンと回すということが重要になる。そのために、厚生局としてP D C AのCの部分、施策の状況がどうか、しっかりモニタリングをするということ、状況を把握するということになる。そのためにも現場に近い都県事務所の人に協力をお願いしたい。

所長が今回メンバーとなっているが、所長だけの仕事ではない。所を挙げて、または職員、先ほども言ったが地元に住んでいるという意味で情報収集にあたってもらえればと思う。

もう一点、10月に着任した後に各都県事務所に協力してもらい、県知事に直接会って話をしたが、その際に何人かの知事からも話があったが、地域包括ケアについては、それぞれ苦労している。特に市町村はこれまで医療に直接関与してこなかったという点で、医療部門との連携という部分が非常に課題となっている。都県事務所は直接医療に関わる仕事をしており、厚生局に協力していただく、また、現場の意見を吸い上げ、本省に伝えていただきたいという話をいただいております、そういうことから期待をされていることだと思ふ。その期待に応えるべく、努力してもらいたい。先ほども言ったが、まだしばらく試行錯誤でやっていくことになるので、まず、都県事務所で、「こういった良い事例があった」とか「こういうことをしたら、非常に評価をされた、感謝をされた」という事例を集めてシェアしていければと思っている。

担当課長からも話したように特段具体的に何かをとということではないが、常にアンテナを高く張り、生活者の視点から、また自分たちの町の地域包括ケアの推進という観点から対応をお願いしたい。

以上、推進本部発足に当たっての訓示とする。

平成 28 年 4 月 12 日

関東信越厚生局長 岡本浩二

# 参考資料 1

老発0401第11号

平成28年4月1日

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長

平成28年度における地域包括ケア推進課が行う  
老健局関係の業務について（通知）

本日平成28年4月1日付けで、各地方厚生局健康福祉部及び四国厚生支局に地域包括ケア推進課が設置されたことに伴い、平成28年度における地域包括ケア推進課が行う厚生労働省老健局関係の業務について、別添により地方厚生（支）局長宛に通知したので、各都道府県・指定都市・中核市においてもご了知の上、地域包括ケア推進課が行う業務に対する積極的なご協力等をお願いしたい。

(別添)

老発0401第10号

平成28年4月1日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省老健局長

平成28年度における地域包括ケア推進課が行う  
老健局関係の業務について（通知）

本日平成28年4月1日付けで、各地方厚生局健康福祉部及び四国厚生支局に地域包括ケア推進課が設置されたことに伴い、平成28年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務について次のとおり定めたので、通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

#### 1 地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割

を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

## 2 平成28年度における老健局関係の推進課の業務

### (1) 地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の設置・運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と考えられることから、以下を参考に、各地方厚生（支）局の実情に応じて地域包括ケア推進本部（仮称）（以下「推進本部」という。）を設置することが望ましい。

#### ア 推進本部の構成の例

（本部長）

地方厚生（支）局長

（本部員）

地域包括ケアに関する幹部職員（地域包括ケア推進課長を除く）

地域包括ケア推進課長

都道府県事務所幹部職員

厚生労働省老健局振興課地域包括ケア総合調整官

#### イ 推進本部の役割

- ・自治体等の課題、先行事例等の把握
- ・自治体等の課題解決に資する支援方策の検討及び実施

### (2) 地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、以下を参考に、各地方厚生（支）局の実情に応じて外部の関係者の意見等を聴く場（以下「意見交換会という。）を設けることが望ましい。

#### ア 外部の関係者の例

- ・都道府県
- ・政令指定都市



- ・中核市
- ・学識経験者
- ・保健医療福祉関係団体

イ 意見交換会の内容

- ・地域包括ケアシステムの関係者の課題等に関する意見交換等
- ・地方厚生（支）局が行う業務に関する意見交換等

(3) 地域支援事業（(4) イに係る事業を除く。）に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、厚生労働省老健局（以下「老健局」という。）と相談しながら、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第122条の2の規定に基づく交付金をいう。）について、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知）に基づく交付に当たり、老健局と相談しながら、事前協議、交付申請、実績報告、交付額の確定等の事務のうち、一定の事務を行う。

(4) 認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等の認知症施策について、老健局と相談しながら、講演の実施、関係行事への積極的な参加等認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業（介護保険法第115条の45第2項第6号の規定に基づく事業をいう。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と相談しながら、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と相談しながら、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する基金をいう。）に基づく事業（同法第4条第2項第2号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と相談しながら、管内の都道府県の状況を把握し、都道府県に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地方厚生（支）局ブロックにおける会議、研修会等の開催

老健局が企画立案する地方厚生（支）局の区域等ごとに開催するブロック会議、研修会等の開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行う。

3 老健局の支援

老健局は、推進課が行う2の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。

各都県知事 殿

関東信越厚生局長

## 関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の開始について

標記について、本日、厚生労働省老健局より平成28年度から地方厚生局において地域包括ケアの構築の支援に関する業務が新たに開始されることについて通知がなされたところであります。

もとより地方厚生局は、地域の身近な行政機関としての役割を果たすべく業務を推進してきたところでありますが、今般、我が国の重要な課題である少子高齢化の中での持続可能な医療・介護保険制度の構築を一層推進するため、地方厚生局においても地域包括ケアの普及定着を任務とする組織を設置し、その実現に向けて取り組むこととなったものであります。

関東信越厚生局がこれに関し行う業務としましては、地域支援事業等の実施状況の把握、助言、支援等、さらには地域支援事業費交付金等予算の執行が想定されておりますが、当面、普及啓発事業の実施に努めることとしております。事業の実施に当たっては、都県の意向を踏まえた上で実施することが重要と考えており、このため、まず事業内容について都県と協議の上、ご理解いただきながら事業を実施することとしたいと考えております。

具体的には、現状把握及び普及啓発事業の内容や実施方法等について協議させて頂く場として、都県の担当課長及び関東信越厚生局地域包括ケア推進課長等をメンバーとする「関東信越厚生局地域包括ケア推進協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)を設け、本協議会の運営を通じて事業の具体化を図ってまいりたいと考えておりますので、関係担当課長等への伝達及び協議会への参加について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

関東信越厚生局は、地域包括ケア推進業務開始を契機として、都県・市区町村との新たな関係構築に向けて前進してまいりますので、今後一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。